

東日本高速道路株式会社

第11期定時株主総会

報告事項

事業報告	・・・P 1
連結貸借対照表	・・・P 2 4
連結損益計算書	・・・P 2 6
連結株主資本等変動計算書	・・・P 2 7
連結注記表	・・・P 2 8
貸借対照表	・・・P 3 8
損益計算書	・・・P 4 1
株主資本等変動計算書	・・・P 4 2
個別注記表	・・・P 4 3
連結計算書類に係る会計監査人監査報告謄本	・・・P 5 1
会計監査人監査報告謄本	・・・P 5 2
監査役会の監査報告謄本	・・・P 5 3

(添付書類)

事 業 報 告

〔 平成 27 年 4 月 1 日から
平成 28 年 3 月 31 日まで 〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 総括

当連結会計年度における日本の経済は、原油安等による企業収益の改善や雇用・所得環境の改善を背景として、緩やかな回復基調が続きましたが、中国をはじめとした新興国経済の減速により、輸出や生産に一部弱含みの影響がみられたほか、設備投資や個人消費の回復にも遅れがみられました。

このような事業環境のなか、当社は、グループ一体経営を推進しつつ、経営方針である「お客さま第一」、「公正で透明な企業活動」、「終わらなき効率化の追求」、「チャレンジ精神の重視」及び「CSR経営の推進」を常に念頭に置き、お客さまに安全・安心・快適・便利な高速道路空間を提供すべく、コンプライアンス体制やリスクマネジメント体制に基づき、適正かつ効率的に業務を遂行してきました。

加えて、当社グループでは、当社設立から20年後にあたる平成37年(2025年)に達成したい姿を描いた「長期ビジョン2025」の実現に向けて策定した「中期経営計画(平成26～28年度)」の2年目として、着実に事業を実施してきました。

高速道路事業では、首都圏環状道路の早期整備に向けて、首都圏中央連絡自動車道について、平成27年6月7日に神崎インターチェンジ(IC)～大栄ジャンクション(JCT)間を、平成27年10月31日に桶川北本IC～白岡菖蒲IC間を開通させるとともに、東京外環自動車道についても事業を鋭意進めました。さらに、復興道路として位置付けられている三陸縦貫自動車道(仙塩道路)について、平成28年3月27日に仙台港北IC～利府中IC間の4車線化を完成させました。

また、国土交通大臣から平成28年3月1日に事業許可を受け、平成28年4月1日から導入することとなった「首都圏の新たな高速道路料金」について、対距離制を基本とした料金体系への整理・統一及び起終点を基本とした継ぎ目のない料金への移行作業を確実に進めました。

更に、高速道路ネットワークの機能を永続的に活用していくことを目指した、高速道路本体の構造物の大規模更新・修繕事業(以下「更新事業」)について、本格的に事業に着手しました。

加えて、長期的な道路インフラの安全・安心の確保のために、当社独自の取組みである「スマートメンテナンスハイウェイ(SMH)構想」の実現に向け、平成26年5月に策定した「SMH基本計画」に基づき、当連結会計年度は、各種インフラ管理データを統合的に可視化するための試行システムを開発し、これをSMHモデル事務所において導入し検証を開始する等、具体的な取組みを展開しました。

道路休憩所事業では、平成27年7月に、常磐自動車道守谷サービスエリア(下り線)を6箇所目の“道ナカ”商業施設「P a s a r (パサール)」としてリニューアルしたほか、10月には首都圏中央連絡自動車道菖蒲パーキングエリアに商業施設を新たにオープンする等、お客さまにご満足いただけるエリアづくりに努めてまいりました。

当連結会計年度の営業収益は1兆771億49百万円(前期比1.0%減)、営業費用は1

兆612億円（前期比1.9%減）、営業利益は159億48百万円（前期は68億67百万円の営業利益）、経常利益は203億32百万円（前期は100億22百万円の経常利益）となり、この結果、142億21百万円の親会社株主に帰属する当期純利益（前期は102億93百万円の純利益）となりました。

各部門の概況は次のとおりです。

② 部門別の状況

I 高速道路事業

高速道路事業につきましては、安全で快適な走行環境を確保するため、道路機能の向上、清掃や点検、道路の補修等の管理を適正かつ効率的に行うとともに、高速道路ネットワークの早期整備に向け高速道路の新設及び改築に取り組んでまいりました。

高速道路の管理事業につきましては、当連結会計年度末現在で管理延長が計43道路3,842kmとなった高速道路の安全と快適をお客様にいつも実感していただけるよう、騒音低減効果及び雨天時の事故防止効果の高い高機能舗装の整備等を進めてきました。

また、平成28年3月10日には、関東地域及び長野県（1都7県）の高速道路1,345kmにおいて発生する道路事象を集中管理する、防災機能を強化した「関東支社道路管制センター」をリニューアルオープンしました。このほか、休憩施設の防災拠点化として整備した常磐自動車道守谷サービスエリアについて、平成27年6月に関係機関と運用方法について調整を図る会議を開催するとともに、同年12月に関係15機関・企業参加のもと、ヘリポートや緊急開口部を活用した訓練を実施しました。

近年社会問題となっている高速道路での逆走については、平成27年11月に国土交通省が発表した「2020年までに高速道路での逆走事故をゼロに」の目標達成に向け、IC、サービスエリアのランプ等に大型矢印路面表示を行う等の対策や、サービスエリア・パーキングエリア等での啓発活動を行いました。

その他、東北自動車道岩舟JCT～栃木IC間において渋滞対策として整備をすすめてきました登坂車線の運用を、平成28年3月に開始しました。

そして、平成27年3月に国土交通大臣から許可を受けた更新事業について、事業着手しました。

更には、維持管理・更新の効率化や高度化を図る当社独自の取組みである「SMH構想」について、設定したテーマ及び課題にかかる具体的な取組みを進めており、そのうち「当社が保有する多種多様なインフラ管理データを統合的に可視化する技術」については、SMHモデル事務所を設定し試行システムを導入し検証を開始いたしました。

また、平成28年4月から首都圏に新たな料金を導入するため、平成27年9月には「首都圏の新たな高速道路料金の具体案」を公表のうえ意見募集を行い、平成28年3月に高速道路事業の変更許可を受け、新たな料金の導入にかかる準備を確実に進めました。このほか、福島第一原子力発電所の事故により避難されている方を対象として平成23年6月から国の施策に基づき開始した通行料金の無料措置を当連結会計年度も継続したほか、「2015東北観光フリーパス」や「Hokkaido Expressway Pass（北海道エクスプレスウェイパス）」等の企画割引を実施しました。また、日本海東北自動車道の新潟東スマートインターチェンジの運用開始を含め、計42箇所のスマートインターチェンジの適切な運用管理を行うことにより、お客様の利便性向上と地域との連携強化を図りました。

一方、高速道路の新設事業につきましては、計6道路165kmの区間で、4車線化拡幅等の改築事業は、計22道路86kmの区間で実施しました。当連結会計年度の新規開通区間は次のとおりです。

【新設】1道2区間（20.5km）

道路名	区間	延長
首都圏中央連絡自動車道	神崎IC～大栄JCT	9.7km
	桶川北本IC～白岡菖蒲IC	10.8km

【改築（4車線化）】1道1区間（7.8km）

道路名	区間	延長
三陸縦貫自動車道（仙塩道路）	仙台港北IC～利府中IC	7.8km

なお、東北自動車道（福島北JCT）におけるジャンクション整備や常磐自動車道（大熊IC）等2箇所のインターチェンジ、3箇所のスマートインターチェンジ整備等を行う高速道路事業の変更について、国土交通大臣から平成27年8月5日に許可を受け、また、東関東自動車道水戸線（京葉JCT）におけるジャンクション改築事業等を行う高速道路事業の変更について、国土交通大臣から平成28年3月1日に許可を受けました。

この結果、当連結会計年度において、全体計画延長3,987kmの約96%にあたる3,842kmの高速道路ネットワークを形成させました。高速道路の新設・改築にあたっては、良好な沿道環境の保全や地域との調和を図るため、遮音壁の設置や盛土のり面の樹林化等を進め、地球温暖化防止等にも寄与すべく努力してまいりました。

また、新技術の活用等によるコスト削減の取組みにつきましては、スケールメリットを活かした資材の直接調達、盛土形状の見直し等について、機構との協定に基づき助成金を獲得いたしました。

当連結会計年度の料金収入等は、交通量の増加や利便増進計画の終了に伴う激変緩和措置が前連結会計年度に終了したこと等により8,146億98百万円（前期比3.6%増）となりました。また、上掲の各区間を新規に開通させたこと等に伴い、道路資産完成高は1,958億51百万円（前期比20.2%減）となりました。これらにより、高速道路事業における営業収益は1兆105億49百万円（前期比2.0%減）となりました。

一方、機構との協定に基づく道路資産賃借料については、同協定の加算条項の適用等により5,818億24百万円（前期比3.8%増）となりました。また、その他の営業費用については、少雪による雪氷対策費の減少等に伴い、4,153億91百万円（前期比10.9%減）となりました。これらにより、高速道路事業における営業費用は9,972億16百万円（前期比2.8%減）となりました。

この結果、当連結会計年度において、高速道路事業は133億32百万円の営業利益（前期は43億31百万円の営業利益）となりました。

※平成28年5月30日開催の取締役会において、常磐自動車道（いわき中央IC～広野IC）他1区間及び仙台東部道路（亘理IC～岩沼IC）の四車線化事業等、東北自動車道の2箇所のスマートインターチェンジ、道央自動車道の1箇所のインターチェンジ整備等について、国土交通大臣あて有料道路事業許可変更申請を行うことを決議いたしました。

II 受託事業

受託事業につきましては、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等で、経済性、効率性等から当社が行う事業と一体として実施することが適当と認められる工事等について、事業を推進してまいりました。

当連結会計年度の受託事業における営業収益は267億87百万円（前期比51.8%増）、営業費用は268億32百万円（前期比52.2%増）となり、この結果、44百万円の営業損失（前期は23百万円の営業利益）となりました。

III 道路休憩所事業

道路休憩所事業につきましては、当社が管理する321箇所（うち、当社の営業施設がある箇所は187箇所。）のサービスエリア・パーキングエリアをより魅力ある空間として楽しんでいただけるものとするため、当社全額出資の子会社であるネクセリア東日本株式会社、株式会社ネクスコ東日本リテイル、株式会社ネクスコ東日本エリアサポート及び株式会社ネクスコ東日本ロジテムと一体となり、高速道路商業施設運営のスペシャリストとして、CS（顧客満足度）の向上を図るとともに、業務執行の効率性を追求しながら、事業を推進してまいりました。

当連結会計年度における営業施設の運営につきましては、創立10周年を記念して、地元の特産品や名産品等の地域産品を紹介・応援することを目的とした「地域産品応援フェア！～おかげさまで10周年 大感謝祭～」や、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と共同で「地元の食材を使用し、地域の食文化や魅力があふれるメニュー」をテーマにした「SA・PAメニューコンテスト全国大会」を開催する等、地域の「ショーウィンドウ」化を推進してまいりました。

営業施設の建設につきましては、平成27年7月に常磐自動車道守谷サービスエリア（下り線）を6箇所目の“道ナカ”商業施設「P a s a r（パサル）」としてリニューアルしたほか、平成27年10月に首都圏中央連絡自動車道菖蒲パーキングエリアにガスステーションを併設した商業施設を新たにオープンする等、お客さまにご満足いただけるエリアづくりに努めてまいりました。

当連結会計年度の道路休憩所事業における営業収益は、ネクセリア東日本(株)が運営するガスステーションの一部をテナント運営に変更したことの影響で店舗売上高が減少したこと等により、430億33百万円（前期比1.2%減）となりました。

一方、営業費用は、売上原価の減少等により、402億53百万円（前期比1.6%減）となり、この結果、27億79百万円の営業利益（前期は26億42百万円の営業利益）となりました。

IV その他の事業

その他の事業につきましては、平成27年3月に東北自動車道泉検札所跡地に設置した太陽光発電所（再生可能エネルギー事業）において順調に電気供給（売電）を実施したほか、当社の会員カード「E-NEXCO pass」では平成27年7月より「NEXCO東日本誕生10周年 イオン E-NEXCO passカード 夏のキャンペーン」を実施する等、事業の拡大に努めてまいりました。更には、日比谷駐車場事業、仙台南及び郡山トラックターミナルで実施しているトラックターミナル事業、高速道路の高架下における占用施設活用事業等を行いました。

また、新規事業の開発を加速することを目的として平成26年10月に設置した事業創造企画室では、新たな事業の幅広い展開を模索するほか、平成27年3月に設立した株式会社ネクスコ東日本イノベーション&コミュニケーションズとともに、学術研究機関や先

進企業等と連携し、E T Cの多目的利用や社内ビッグデータの利活用等に関する検討を行いました。

国内のコンサルティング事業としましては、国土交通省が事業促進 P P P（パブリック・プライベート・パートナーシップ）として発注した「三陸沿岸道路事業監理業務（気仙沼唐桑工区）」（10km）を平成24年6月から平成28年3月まで実施しました。

※本業務は、平成28年4月に新たな契約を締結し、平成28年4月から平成30年3月まで実施することとなりました。

海外事業の分野では、高速道路事業を通じて蓄積された技術とノウハウを活用して、インド、ミャンマー等においてODAコンサルティング業務を行っています。

また、インド最大規模の道路 P P P 運営会社である I T N L（IL&FS Transportation Networks Limited）とともに、インドの道路 P P P 事業への本格参入に向けた調査・検討を進めております。

さらに、I T N L に対し、高速道路の計画、建設、管理・運営に関する技術アドバイザー業務を平成26年2月から継続的に実施しています。

当連結会計年度のその他の事業における営業収益は22億53百万円（前期比32.7%増）、営業費用は24億30百万円（前期比35.5%増）となり、この結果、1億77百万円の営業損失（前期は96百万円の営業損失）となりました。

（2）対処すべき課題

高速道路事業におきましては、安全・安心・快適・便利な高速道路のご利用を確保しつつ、機構との協定に基づく道路資産賃借料を着実に支払うとともに、高速道路ネットワークの形成を進めていく必要があります。特に、高速道路の管理につきましては、景気の動向等が交通動向や料金収入に与える影響を引き続き注視しつつ、お客さまを第一に考え、適切かつ円滑な運用を図っていく必要があります。

これらの課題に適切に対処していくため、当社は、経営理念・ビジョンを共有するグループ会社との一体経営を一層推進し、グループ全体の効率性・生産性の更なる向上に努めてまいります。特に、更新事業につきましては、各更新事業の実施内容を具体化し、関係機関と連携を図りながら着実に実施してまいります。あわせて、高速道路をこれまで以上に有効に活用し、その効果を最大限発揮させることで、地域社会の発展と暮らしの向上、更には広く日本経済全体の活性化に貢献してまいります。

また、平成28年度は、「中期経営計画（平成26～28年度）」の最終年度として、その確実な達成に向けて取り組んでまいります。

今後も、これら高速道路の安全・安心の確保のための取組みのほか、平成27年7月に国土交通省が取りまとめた「高速道路機構・会社の業務点検結果」において今後の課題とされた事項について、関係機関と連携を図りながら対処していくとともに、休憩施設のリニューアル等により、お客さまにご利用いただきやすく心地良い空間づくりに取り組んでまいります。また、地域社会に貢献するため、ミッシングリンク解消に向けた首都圏環状道路の整備や地方の道路建設事業を展開するとともに、地域との連携や災害時の対応力の強化等の課題について、グループ一丸となって取り組んでまいります。

株主様におかれましては、今後とも当社グループの事業に対し、一層のご支援を賜りますようお願いいたします。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の道路建設等の資金に充てるため、次のとおり、総額2,808億円の普通社債を発行するとともに、金融機関から総額1,405億円の借入れを行い、総額4,214億円を調達いたしました。

種 別	発行日 (借入日)	発行額 (借入額)
東日本高速道路株式会社 第30回社債	平成27年 5月21日	500億円
東日本高速道路株式会社 第31回社債	平成27年 7月30日	400億円
東日本高速道路株式会社 第32回社債	平成27年 9月17日	400億円
東日本高速道路株式会社 第33回社債	平成27年11月19日	500億円
東日本高速道路株式会社 第1回米ドル建て社債	平成27年12月10日	308億円
東日本高速道路株式会社 第34回社債	平成28年 1月28日	400億円
東日本高速道路株式会社 第35回社債	平成28年 3月17日	300億円
長期借入金	平成27年 4月30日	350億円
長期借入金	平成27年 6月30日	400億円
長期借入金	平成27年 7月31日	105億円
長期借入金	平成27年 9月30日	100億円
長期借入金	平成27年12月18日	100億円
長期借入金	平成28年 3月31日	200億円
長期借入金	平成28年 3月31日	150億円
合 計		4,214億円

上記のほか、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」）から約6,400万円の無利子借入れを行いました。

なお、道路建設等の事業資金に充てるために当社が負担している債務のうち、当連結会計年度においては、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定に基づき、機構に帰属した道路資産に対応する1,996億円（社債債務1,546億円及び借入金債務450億円）の債務が機構に引き受けられました。

また、平成28年3月22日開催の取締役会において、平成28年度における普通社債及び長期借入金の調達限度額を5,471億円、短期社債及び短期借入金に係る残高の限度額を各750億円とすることをそれぞれ決議いたしました。

(4) 設備投資の状況

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

(高速道路事業)

首都圏中央連絡自動車道新規開通に伴う桶川加納料金所ほか7料金所の新設(全8箇所)
(スマートインターチェンジを含む。)

東北自動車道大和料金所ほか42料金所におけるETC設備の新設(全43箇所)(スマートインターチェンジを含む。)

(道路休憩所事業)

常磐自動車道守谷サービスエリア(下り線)の営業施設の改修(1箇所)首都圏中央
連絡自動車道菖蒲パーキングエリア(集約)の営業施設の新設(1箇所)

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設・拡充

(高速道路事業)

首都圏中央連絡自動車道新規開通に伴う坂東料金所ほか7料金所の新設(全8箇所)(ス
martインターチェンジを含む。)

北陸自動車道三条燕料金所ほか11料金所におけるETC設備の新設(全12箇所)(ス
martインターチェンジを含む。)

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	単位	平成24年度 第8期	平成25年度 第9期	平成26年度 第10期	平成27年度 第11期 (当連結会計年度)
営業収益 (売上高)	百万円	840,461	859,053	1,088,710	1,077,149
経常利益	百万円	10,879	5,795	10,022	20,332
親会社株主に 帰属する 当期純利益	百万円	8,275	2,296	10,293	14,221
1株当たり 当期純利益	円	78.81	21.87	98.03	135.44
総資産	百万円	814,774	882,424	978,351	1,220,809
純資産	百万円	172,248	156,094	178,268	168,792
自己資本比率	%	21.14	17.68	18.22	13.82
1株当たり 純資産	円	1,640.46	1,486.61	1,697.79	1,607.54

② 当社の財産及び損益の状況

区分	単位	平成24年度 第8期	平成25年度 第9期	平成26年度 第10期	平成27年度 第11期 (当事業年度)
営業収益 (売上高)	百万円	803,236	821,457	1,052,896	1,041,729
経常利益	百万円	5,175	845	4,470	14,823
当期純利益 又は純損失	百万円	3,355	△125	2,458	11,219
1株当たり 当期純利益 又は純損失	円	31.95	△1.19	23.41	106.85
総資産	百万円	783,845	849,537	938,317	1,179,465
純資産	百万円	143,200	143,075	141,840	153,025
自己資本比率	%	18.26	16.84	15.11	12.97
1株当たり 純資産	円	1,363.81	1,362.62	1,350.86	1,457.38

(6) 主要な事業内容

事業部門	主要な事業内容
高速道路事業	道路管理事業 道路建設事業
受託事業	道路受託事業
道路休憩所事業	道路休憩所事業
その他の事業	駐車場事業 トラックターミナル事業 占用施設活用事業 ホテル事業 ウェブ事業 コンサルティング事業 海外事業 カード事業

(7) 主要な営業所

(平成28年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

- ・本社 (東京都千代田区)
- ・支社 北海道支社 (札幌市) 【 6 管理事務所、 1 工事事務所】
- 東北支社 (仙台市) 【 1 5 管理事務所、 3 工事事務所】
- 関東支社 (さいたま市) 【 1 4 管理事務所、 6 工事事務所】
- 新潟支社 (新潟市) 【 4 管理事務所、 1 工事事務所】
- ・海外 インド事務所 (インド)

※平成28年4月1日に、東北支社に1管理事務所を新設しました。

注)平成27年6月末に東北支社の1工事事務所を、平成28年3月末に東北支社の1管理事務所を、それぞれ閉鎖しました。

② 主要な子会社の本店所在地

- 株式会社ネクスコ・トール東北 (仙台市)
- 株式会社ネクスコ・トール関東 (東京都墨田区)
- 株式会社ネクスコ・トール北関東 (さいたま市)
- 株式会社ネクスコ・エンジニアリング北海道 (札幌市)
- 株式会社ネクスコ・エンジニアリング東北 (仙台市)
- 株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング (東京都荒川区)
- 株式会社ネクスコ・エンジニアリング新潟 (新潟市)
- 株式会社ネクスコ・メンテナンス北海道 (札幌市)
- 株式会社ネクスコ・メンテナンス東北 (仙台市)
- 株式会社ネクスコ・メンテナンス関東 (東京都千代田区)
- 株式会社ネクスコ・メンテナンス新潟 (長岡市)
- 株式会社ネクスコ・パトロール東北 (仙台市)
- 株式会社ネクスコ・パトロール関東 (東京都文京区)
- 株式会社ネクスコ・サポート北海道 (札幌市)
- 株式会社ネクスコ・サポート新潟 (新潟市)
- 株式会社ネクスコ東日本トラスティ (東京都港区)
- ネクセリア東日本株式会社 (東京都港区)
- 株式会社ネクスコ東日本リテイル (東京都港区)
- 株式会社ネクスコ東日本エリアサポート (東京都港区)
- 株式会社ネクスコ東日本ロジテム (東京都港区)
- 株式会社ネクスコ東日本イノベーション&コミュニケーションズ (東京都港区)
- 株式会社ホームワークス (東京都港区)
- 株式会社ネクセリア・シティフード (東京都港区)
- 株式会社スノーフーズ (札幌市)
- 株式会社一平 (東京都港区)

(8) 従業員の状況

(平成28年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	従業員数	対前期比増減
高速道路事業	12,675名	233名増
受託事業		
道路休憩所事業	1,146名	4名減
その他の事業		
共通部門	355名	7名増
計	14,176名	236名増

② 当社の使用人の状況

従業員数	対前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,216名	20名増	42.9歳	19.0年

注) 当社から社外への出向者を除き、社外からの出向者を含みます。

(9) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

(平成28年3月31日現在)

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ネクスコ・トール東北	90 百万円	100.0%	料金收受業務
株式会社ネクスコ・トール関東	90 百万円	100.0%	料金收受業務
株式会社ネクスコ・トール北関東	90 百万円	100.0%	料金收受業務
株式会社ネクスコ・エンジニアリング北海道	60 百万円	100.0%	保全点検業務
株式会社ネクスコ・エンジニアリング東北	90 百万円	100.0%	保全点検業務
株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング	90 百万円	100.0%	保全点検業務
株式会社ネクスコ・エンジニアリング新潟	40 百万円	100.0%	保全点検業務
株式会社ネクスコ・メンテナンス北海道	43 百万円	100.0%	維持修繕業務
株式会社ネクスコ・メンテナンス東北	99 百万円	100.0%	維持修繕業務
株式会社ネクスコ・メンテナンス関東	90 百万円	100.0%	維持修繕業務
株式会社ネクスコ・メンテナンス新潟	72 百万円	100.0%	維持修繕業務
株式会社ネクスコ・パトロール東北	60 百万円	100.0%	交通管理業務
株式会社ネクスコ・パトロール関東	90 百万円	100.0%	交通管理業務
株式会社ネクスコ・サポート北海道	40 百万円	100.0%	料金收受業務及び交通管理業務
株式会社ネクスコ・サポート新潟	40 百万円	100.0%	料金收受業務及び交通管理業務
株式会社ネクスコ東日本トラスティ	45 百万円	100.0%	用地の取得・管理及び社屋等管理業務
ネクセリア東日本株式会社	15 億円	100.0%	サービスエリア・パーキングエリア内商業施設の管理・運営業務
株式会社ネクスコ東日本リテイル	225 百万円	100.0%	サービスエリア・パーキングエリア内直営店舗運営業務
株式会社ネクスコ東日本エリアサポート	90 百万円	100.0%	サービスエリア・パーキングエリア内商業施設の管理点検業務及びコンシェルジュ業務

株式会社ネクスコ東日本ロジテム	150 百万円	100.0%	サービスエリア・パーキングエリア内店舗への配送等業務
株式会社ネクスコ東日本イノベーション&コミュニケーションズ	85 百万円	100.0%	SMH関連技術や情報基盤高度化技術の調査、研究、開発業務
株式会社ホームワークス	20 百万円	100.0%	飲食店舗運営業務
株式会社ネクセリア・シティフード	60 百万円	100.0%	飲食店舗運営業務
株式会社スノーフーズ	20 百万円	100.0%	食品加工卸売業務
株式会社一平	10 百万円	100.0%	飲食店舗運営業務

注) 株式会社ネクスコ東日本リテイルは、平成27年10月に株式会社盛岡セントラルホテルを吸収合併しました。

注) 株式会社ホームワークスは、ネクセリア東日本株式会社の完全子会社(当社の孫会社)です。

注) 株式会社ネクセリア・シティフードは、ネクセリア東日本株式会社の完全子会社(当社の孫会社)です。

注) 株式会社スノーフーズは株式会社ネクスコ東日本ロジテムの完全子会社(当社の孫会社)です。

注) 株式会社ネクセリア・シティフードは、平成27年4月に、飲食店事業を展開する株式会社一平を完全子会社(当社の曾孫会社)にしました。

② その他の重要な企業結合の状況

(平成28年3月31日現在)

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社NEXCO保険サービス	15 百万円	33.3%	損害保険代理店業務、生命保険募集業務、保険コンサルティング業務
株式会社NEXCOシステムズ	50 百万円	33.3%	NEXCO3社の基幹となるシステムの運用管理業務
株式会社高速道路総合技術研究所	45 百万円	33.3%	NEXCO3社の高速道路技術に関する調査・研究・技術開発業務
ハイウェイ・トール・システム株式会社	75 百万円	24.0%	料金収受機械保守整備業務
東京湾横断道路株式会社	900 億円	33.3%	東京湾アクアライン、海ほたるパーキングエリアの管理・運営業務
東北高速道路ターミナル株式会社	10 億 82 百万円	27.0%	仙台南トラックターミナル、郡山トラックターミナルの管理・運営業務
日本高速道路インターナショナル株式会社	49 百万円	28.6%	海外の高速道路の新設・改築・維持・修繕・管理に関する業務

注) 日本高速道路インターナショナル株式会社は、経営の安定化に伴う資金の充当を目的として、平成27年8月に資本金3億87百万円に増資しましたが、経営効率化を図るため、同時に資本金49百万円に減資しました。

(10) 主要な借入先の状況

(平成28年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	263億13百万円
株式会社福岡銀行	160億円
株式会社三井住友銀行	139億70百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	139億70百万円
農林中央金庫	137億50百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況

(平成28年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 420百万株
- ② 発行済株式の総数 105百万株
- ③ 株主数 1名
- ④ 1単元の株式数 100株

(2) 株主の状況

(平成28年3月31日現在)

株主名	当社への出資状況		当社の株主への出資状況	
	持ち株数	議決権比率	持ち株数	議決権比率
財務大臣	105,000,000株	100.00%	—	—

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

(平成28年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
岩沙 弘道	取締役会長	三井不動産株式会社 代表取締役会長
廣瀬 博	代表取締役社長 CEO (最高経営責任者)	
榊 正剛	代表取締役兼専務執行役員 経営企画本部長	
山内 泰次	取締役兼常務執行役員 管理事業本部長	
鈴木 次雄	取締役兼常務執行役員 総務・経理本部長	
遠藤 元一	取締役兼常務執行役員 建設・技術本部長	
萩原 隆一	取締役兼常務執行役員 事業開発本部長	
樋口 幸男	監査役 (常勤)	
井川 裕昌	監査役 (常勤)	
清水 涼子	監査役 (非常勤)	

注) 平成27年6月23日開催の第10期定時株主総会において、以下のとおり決議されました。

・萩原隆一氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。

注) 当連結会計年度中に辞任により退任した役員は、次のとおりであります。

・取締役 鹿島 幹男氏 (平成27年6月23日)

・監査役 大泉 隆史氏 (平成27年9月30日)

注) 監査役は、全員、会社法第2条第16号に規定する社外監査役であります。

注) 監査役清水涼子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

注) 取締役岩沙弘道氏は、三井不動産株式会社代表取締役会長であり、当社は同社との間で本社社屋の賃貸借契約等を締結しております。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の額

区分	人数	報酬等の額	備考
取締役	7人	118百万円	・取締役の報酬額 年額 200百万円以内 (平成17年9月21日開催 の創立総会決議)
監査役	4人	41百万円	・監査役の報酬額 年額 70百万円以内 (平成17年9月21日開催 の創立総会決議)
計	11人	159百万円	

注) 上記のほか、当連結会計年度において役員退職慰労引当金として10百万円(退任した役員分を含む。)を繰り入れております。

注) 上記人数には、第10期定時株主総会において退任した取締役1名及び当連結会計年度中(平成27年9月30日)に辞任により退任した監査役1名を含んでおり、無報酬の取締役は含んでおりません。

注) 上記報酬等の額には、第10期定時株主総会において退任した取締役1名に対して支給した退職慰労金5百万円を含んでおります。

注) 上記監査役の報酬等の額は、社外監査役4名に対する総額であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 各社外役員の主な活動状況

I 監査役 樋口 幸男

当連結会計年度における主な活動状況

取締役会へは当該年度に開催された16回全てに出席し、監査役会へは同16回全てに出席し、主に、法令や定款の遵守並びに取締役会における意思決定及び取締役の職務執行の監督の妥当性・適正性を確保する見地から、発言を行っています。また、常勤監査役として経営会議その他の重要会議に出席のほか、支社、事務所、グループ会社の往査等を行い、会計監査人・内部監査部門とも連携を図り、取締役の職務の執行が適法、適切に行われているかを監査しています。また、代表取締役との意見交換の場において、有益な意見具申をしております。

II 監査役 井川 裕昌

当連結会計年度における主な活動状況

取締役会へは当該年度に開催された16回の中15回に出席し、監査役会へは同16回全てに出席し、主に、法令や定款の遵守並びに取締役会における意思決定及び取締役の職務執行の監督の妥当性・適正性を確保する見地から、発言を行っています。また、常勤監査役として経営会議その他の重要会議に出席のほか、支社、事務所、グループ会社の往査等を行い、会計監査人・内部監査部門とも連携を図り、取締役の職務の執行が適法、適切に行われているかを監査しています。また、代表取締役との意見交換の場において、有益な意見具申をしております。

Ⅲ 監査役 大泉 隆史

当連結会計年度における主な活動状況

取締役会へは当該年度の在任期間中に開催された8回の中3回に出席し、監査役会へは同10回の中4回に出席し、主に、法令や定款の遵守並びに取締役会における意思決定及び取締役の職務執行の監督の妥当性・適正性を確保する見地から、発言を行っています。また、監査役会において常勤監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、経営会議その他の重要会議に出席するとともに、会計監査人・内部監査部門とも連携を図り、取締役の職務の執行が適法、適切に行われているかを監査しています。また、代表取締役との意見交換の場において、有益な意見具申をしております。

Ⅳ 監査役 清水 涼子

当連結会計年度における主な活動状況

取締役会へは当該年度に開催された16回の中12回に出席し、監査役会へは同16回全てに出席し、主に、法令や定款の遵守並びに取締役会における意思決定及び取締役の職務執行の監督の妥当性・適正性を確保する見地から、発言を行っています。また、監査役会において常勤監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、経営会議その他の重要会議に出席するとともに、会計監査人・内部監査部門とも連携を図り、取締役の職務の執行が適法、適切に行われているかを監査しています。また、代表取締役との意見交換の場において、有益な意見具申をしております。

② 責任限定契約の概要

当社は、社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。

当該定款に基づき当社が社外監査役である樋口幸男氏、井川裕昌氏、大泉隆史氏及び清水涼子氏と締結した当該契約内容の概要は次のとおりです。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記責任限定が認められるのは、社外監査役がその原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額

報酬等の額	66百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	101百万円

注) 表下段の額には、表上段の額を含んでおります。

注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

注) 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。

また、当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容及びその運用状況の概要

当社は、平成18年4月27日開催の取締役会において決議いたしました「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について、平成27年3月26日開催の取締役会において次のように改正する旨を決議し、同年5月1日より施行しました。

当連結会計年度における当該決議の運用状況の概要は、項目ごとに記載しております。

① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、取締役会の意思決定に参画するとともに、取締役の職務を相互に監督し、法令に定める「善管注意義務」及び「忠実義務」に則って適切に職務を行う。

高い倫理観と社会的ルールの遵守のための行動指針として、倫理行動規範を定め、取締役はこれを率先して実践する。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体などには、毅然として対応し、一切の関係を遮断することとし、そのために必要な体制の整備を図る。

【運用状況】

取締役は、取締役会の意思決定に参画し、取締役の職務を相互に監督し、法令に定める善管注意義務及び忠実義務に則って適切に職務を行っている。

また、取締役は、「NEXCO東日本グループ倫理行動規範」を率先して実践している。

さらに、地区ごとに警察等関係機関と「不当要求防止連絡協議会」を組織する等し、反社会的勢力及び団体との一切の関係の排除に取り組んでいる。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務の執行に係る文書その他の情報につき、社内規則を定め、適切に保存及び管理を行う。

【運用状況】

「取締役会規程」、「文書管理規程」等に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存及び管理している。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全・安心を最優先に、事故・災害等の発生に備えて事故・災害等の予防、応急対策及び復旧に関する規程等社内規則を定め、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えるとともに、老朽化する高速道路の確実な維持管理に向けた取組を行う。

また、リスクマネジメントに関する規程等社内規則を定め、事業執行上の各種のリスクについては、それぞれの担当部署において対策を講じるとともに、委員会等で適宜検証し、適切に対応する体制を整えるほか、経営に与える影響の大きい最重要リスクのマネジメントについては、重要経営課題として位置付け、取り組むこととする。

【運用状況】

「防災業務計画」や大規模災害発生時における事業継続計画等に基づき、事故・災害等の発生について迅速かつ適切な対応ができる体制を整えているほか、平成27年1月に中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と共同で作成した「東・中・西日本高速道路の更新計画」に基づき、更新事業を適切かつ確実に進めている。

また、「リスクマネジメント規程」に基づき、事業執行上の各種のリスクについてそ

それぞれの担当部署において対策を講じるとともに、その内容についてリスク管理推進委員会で適宜検証を行い、その結果を取締役に報告している。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、会社の重要な業務執行に係る決議、報告を行うとともに、経営会議を設置し、全社的に影響を及ぼす重要事項を十分に審議する。

また、経営の監督機能と業務執行機能の明確な役割分担のもと、役員・執行役員間の全社的な経営情報の共有を行う役員連絡会を設置し、取締役会の決議又は経営会議の審議に基づく代表取締役の定めた方針に従い業務を執行する体制を確立するとともに、組織と職務権限・責任に関する社内規則を定め、効率的執行を確保する。

【運用状況】

当連結会計年度において取締役会を16回（定時12回、臨時4回）開催したほか、経営会議を26回、役員連絡会を13回開催し、適正かつ効率的な職務執行に寄与する意思決定・情報共有等を行っている。

また、「組織規程」、「職務権限・責任規程」等に基づき、取締役会決議等に従った適正かつ効率的な職務執行を可能とする体制を構築している。

⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社が行う高速道路事業の高い公共性に鑑み、法令、定款、倫理行動規範、その他社内規則及び社会通念等を遵守した職務の執行を確保するため、法令遵守活動に関する委員会を設置し、コンプライアンス体制の推進を図ることにより、使用人が高い倫理観を保持し行動する環境を整備する。

また、内部監査の専属組織を設置し、継続的な監査を実施する。

加えて、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体などには、毅然として対応し、一切の関係を遮断することとし、そのために必要な体制の整備を図る。

【運用状況】

社外の有識者を委員に含むコンプライアンス委員会を年2回（10月及び3月）開催してコンプライアンスに関する重要事項を審議し、これに従いコンプライアンス活動を推進しているほか、業務監査室による継続的内部監査を実施する等、使用人が高い倫理観を保持し行動する環境を整えている。

加えて、地区ごとに警察等関係機関と「不当要求防止連絡協議会」を組織する等し、反社会的勢力及び団体との一切の関係の排除に取り組んでいる。

⑥ 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

必要に応じて、子会社の職務執行状況について役員連絡会における報告を義務づけるほか、子会社の経営管理に関する社内規則を定め、子会社の経営管理上重要な事項について、当社の承諾等を行う体制を整える。

【運用状況】

役員連絡会において子会社の取締役から職務執行状況を報告させているほか、「グループ経営規程」に基づき、子会社の経営管理上重要な事項につき当社にて承諾等を行う体制を構築している。

2 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社において、リスクマネジメントに関する規程等社内規則を定めるなど、事業執行上の各種のリスクについて適切に対応する体制を整える。

【運用状況】

各子会社が定めたリスクマネジメントに関する社内規則に従い、事業執行上の各種のリスクについて適切に対応できる体制を整えている。

3 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
グループ戦略会議を設置し、当社グループの事業戦略を推進かつ共有するほか、子会社に取締役会を設置し適切に運営するなど、子会社の態様に応じ、効率的執行を確保する。

【運用状況】

当連結会計年度においてグループ戦略会議を年2回（10月及び3月）開催し、当社グループの事業戦略を推進かつ共有している。

また、取締役会のほかに、必要に応じて経営に関する重要事項を審議する会議体を設置・運営している等、子会社の態様に適応した効率的な職務執行を可能とする体制を構築している。

4 当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の取締役及び使用人が法令、定款、その他社内規則及び社会通念等を遵守するため、当社グループ倫理行動規範を定めるほか、必要に応じて、子会社における内部統制体制について指導・支援を行うことにより、子会社の取締役及び使用人が高い倫理観を保持し行動する環境の整備に努めるとともに、子会社の内部監査を定期的実施する。

【運用状況】

当社及び子会社のコンプライアンス推進責任者を集めた会議を年2回（10月及び3月）開催し、コンプライアンス推進に関する意見交換や情報を共有するほか、当社及び子会社の取締役及び使用人全員に対してコンプライアンス情報を定期的に発信すること等により「NEXCO東日本グループ倫理行動規範」の遵守を徹底するとともに、必要の都度、子会社における内部統制体制について指導・支援を行う等、子会社の取締役及び使用人が高い倫理観を保持し行動する環境を整備している。

また、当社業務監査室にて子会社の内部監査を定期的実施している。

⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会の庶務その他監査役の職務補助担当の専属組織を設置し、専属の使用人を配置する。

【運用状況】

監査役会の庶務その他監査役の職務補助担当の専属組織として監査役会の直轄下に監査役室を設置するとともに、同室に専属の使用人を配置している。

- ⑧ 前条の使用人の当社の取締役からの独立性及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前条の使用人については業務執行部門との兼務を行わず、監査役の職務補助専任とするとともに、その人事異動については、監査役に協議することとする。

【運用状況】

監査役室の専属の使用人については、業務執行部門との兼務を行わず、監査役の職務補助専任としている。

また、監査役室の専属の使用人の人事異動については、予め監査役に協議し、承諾を得たうえで行うこととしている。

- ⑨ 当社の監査役への報告に関する体制

- 1 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに報告するとともに、内部監査の実施状況、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての通報の状況を定期的に報告することとする。

【運用状況】

取締役又は使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項を確認した場合は速やかに報告しているほか、内部監査の実施状況、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての通報の状況を、監査役と意見交換する等により定期的に報告している。

- 2 当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

前項の体制に加え、必要に応じて、監査役と子会社の取締役及び監査役が情報共有する体制を整える。

【運用状況】

子会社において法令違反その他のコンプライアンスに関する事象が発生した場合にあっては、その都度子会社の取締役若しくは使用人又は当社の取締役若しくは使用人から必要な情報提供を行っている。また、当社監査役による子会社ヒアリングにおいて子会社の取締役及び監査役と意見交換する等により、必要な情報共有を行っている。

- ⑩ 前条の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

通報に関する社内規則を定め、通報者に対する不利な取扱いを禁止する。

【運用状況】

通報に関する社内規則において、通報者に対する不利な取扱いを明確に禁止している。

- ⑪ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行に関する所要の費用等を請求するときは、当該費用等が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、請求に応じる。

【運用状況】

監査役からの職務の執行に関する所要の費用等の請求に対し、当該費用等が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、支払いに応じている。

- ⑫ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査の有効性に資するよう、内部監査及び会計監査人による会計監査は、それぞれの立場で、監査結果の意見交換等により監査役監査との関係に努めることとする。

【運用状況】

業務監査室及び会計監査人は、それぞれの立場で実施した監査結果について監査役と意見交換等を行って連携を図っており、監査役監査の有効性の向上に努めている。

連 結 貸 借 対 照 表

平成28年3月31日現在

(単位:百万円)

科 目	金 額	
資 産 の 部		
I 流動資産		
現金及び預金	57,853	
高速道路事業営業未収入金	99,011	
未収入金	22,577	
有価証券	89,999	
仕掛道路資産	630,136	
その他のたな卸資産	3,750	
受託業務前払金	7,643	
繰延税金資産	1,203	
その他	27,759	
貸倒引当金	△ 12	
流動資産合計		939,923
II 固定資産		
1 有形固定資産		
建物	59,562	
減価償却累計額	△ 19,163	40,399
構築物	53,418	
減価償却累計額	△ 14,125	39,292
機械及び装置	118,938	
減価償却累計額	△ 71,598	47,339
車両運搬具	36,506	
減価償却累計額	△ 27,847	8,658
工具、器具及び備品	14,176	
減価償却累計額	△ 9,746	4,429
土地		87,413
リース資産	6,299	
減価償却累計額	△ 2,857	3,441
建設仮勘定		3,190
有形固定資産合計		234,164
2 無形固定資産		
無形固定資産		10,534
無形固定資産合計		10,534
3 投資その他の資産		
投資有価証券	25,749	
長期前払費用	2,158	
繰延税金資産	4,331	
その他	3,346	
貸倒引当金	△ 98	
投資その他の資産合計		35,487
固定資産合計		280,186
III 繰延資産		
道路建設関係社債発行費	698	
繰延資産合計		698
資 産 合 計		1,220,809

科 目	金 額	
負 債 の 部		
I 流動負債		
高速道路事業営業未払金	213,265	
1年内返済予定の長期借入金	4	
リース債務	1,218	
未払金	32,451	
未払法人税等	5,322	
預り金	1,555	
受託業務前受金	10,684	
前受金	22	
賞与引当金	5,507	
その他	6,445	
流動負債合計	276,476	276,476
II 固定負債		
道路建設関係社債	400,857	
道路建設関係長期借入金	240,600	
長期借入金	5	
リース債務	2,613	
ETCマイレージサービス引当金	9,580	
その他引当金	689	
退職給付に係る負債	107,585	
のれん	3,706	
その他	9,902	
固定負債合計	775,540	775,540
負債合計		1,052,016
純 資 産 の 部		
I 株主資本		
資本金	52,500	
資本剰余金	58,793	
利益剰余金	83,742	
株主資本合計	195,036	195,036
II その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	0	
退職給付に係る調整累計額	△ 26,244	
その他の包括利益累計額合計	△ 26,244	△ 26,244
純 資 産 合 計		168,792
負 債 ・ 純 資 産 合 計		1,220,809

連 結 損 益 計 算 書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額	
I. 営業収益		1,077,149
II. 営業費用		
道路資産賃借料	581,824	
高速道路等事業管理費及び売上原価	390,550	
販売費及び一般管理費	88,825	1,061,200
営業利益		15,948
III. 営業外収益		
受取利息	89	
土地物件貸付料	445	
持分法による投資利益	1,493	
その他	2,538	4,567
IV. 営業外費用		
支払利息	9	
その他	174	183
経常利益		20,332
V. 特別利益		
固定資産売却益	1,492	
その他	150	1,643
VI. 特別損失		
固定資産除却損	404	
減損損失	262	
その他	20	687
税金等調整前当期純利益		21,288
法人税、住民税及び事業税	7,125	
法人税等調整額	△ 58	7,067
当期純利益		14,221
親会社株主に帰属する当期純利益		14,221

連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

平成27年4月1日 から 平成28年3月31日 まで

(単位:百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額			純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益 累計額合計	
平成27年4月1日残高	52,500	58,793	69,521	180,815	37	△ 2,583	△ 2,546	178,268
連結会計年度中の変動額								
親会社株主に帰属する当期純利益			14,221	14,221				14,221
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					△ 36	△ 23,661	△ 23,697	△ 23,697
連結会計年度中の変動額合計	—	—	14,221	14,221	△ 36	△ 23,661	△ 23,697	△ 9,476
平成28年3月31日残高	52,500	58,793	83,742	195,036	0	△ 26,244	△ 26,244	168,792

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

一 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結している。

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 25 社

連結子会社の名称

(株)ネクスコ・トール東北、(株)ネクスコ・トール関東、(株)ネクスコ・トール北関東、
(株)ネクスコ・エンジニアリング北海道、(株)ネクスコ・エンジニアリング東北、
(株)ネクスコ東日本エンジニアリング、(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟、
(株)ネクスコ・メンテナンス北海道、(株)ネクスコ・メンテナンス東北、
(株)ネクスコ・メンテナンス関東、(株)ネクスコ・メンテナンス新潟、(株)ネクスコ・パトロール東北、
(株)ネクスコ・パトロール関東、(株)ネクスコ・サポート北海道、(株)ネクスコ・サポート新潟、
(株)ネクスコ東日本トラスティ、ネクセリア東日本(株)、(株)ネクスコ東日本リテイ尔、
(株)ネクスコ東日本ロジテム、(株)ネクスコ東日本エリアサポート、(株)ホームワークス、
(株)ネクセリア・シティフード、(株)スノーフーズ、
(株)ネクスコ東日本イノベーション&コミュニケーションズ、(株)一平

連結子会社のうち、(株)一平については、新たに株式を取得したことにより、当連結会計年度より連結子会社に含まれることとしている。

前連結会計年度において、連結子会社であった(株)盛岡セントラルホテルについては、他の連結子会社との合併により消滅したため、連結子会社数から除外している。

二 持分法の適用に関する事項

すべての関連会社に持分法を適用している。

持分法を適用した関連会社の数及び会社等の名称

持分法適用の関連会社数 7 社

会社等の名称

東京湾横断道路(株)、(株)NEXCO システムズ、(株)高速道路総合技術研究所、
ハイウェイ・トール・システム(株)、(株)NEXCO 保険サービス、東北高速道路ターミナル(株)、
日本高速道路インターナショナル(株)

三 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっている。

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっている。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっている。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛道路資産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としている。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入している。

商品・原材料・貯蔵品等

最終仕入原価法等による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定額法を採用し、連結子会社は主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）は定額法）を採用している。

主な耐用年数は以下のとおりである。

建物	7～50年
構築物	10～60年
機械及び装置	5～17年

なお、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっている。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいている。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上している。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上している。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上している。

④ ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上している。

⑤ カードポイントサービス引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来の使用見込額を計上している。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却している。

② ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利通貨スワップについて一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている場合は一体処理を、金利スワップについて特例処理を満たしている場合は特例処理を、通貨スワップについて振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用している。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利通貨スワップ、金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象：外貨建借入金、借入金、外貨建社債

ヘッジ方針

当社の内規に基づき、金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジしている。

ヘッジ有効性評価の方法

一体処理を採用している金利通貨スワップ取引、特例処理を採用している金利スワップ取引及び振当処理を採用している通貨スワップ取引については、有効性の評価を省略している。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理している。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

④ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。また、外貨建有価証券（その他有価証券）は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理している。

⑤ 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

高速道路事業に係る道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っている。

また、受託事業等に係る工事のうち、進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用している。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約のうち、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を適用している。

⑥ 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

2. 会計方針の変更に関する注記

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号 平成 25 年 9 月 13 日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第 22 号 平成 25 年 9 月 13 日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第 7 号 平成 25 年 9 月 13 日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更している。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更する。加えて、当期純利益等の表示の変更を行っている。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第 58－2 項（4）、連結会計基準第 44－5 項（4）及び事業分離等会計基準第 57－4 項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用している。

これに伴う連結財務諸表に与える影響は軽微である。

3. 連結貸借対照表に関する注記

一 担保に供している資産及び担保に係る債務

- (1) 高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号）第 8 条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債 400,887 百万円（額面）及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 15 条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債 410,000 百万円（額面）の担保に供している。
- (2) 当社の連結子会社である㈱ネクスコ東日本リテイルは、宝くじ販売等受託業務に関して、定期預金 2 百万円を担保に供している。

二 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っている。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成 16 年法律第 102 号）第 16 条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。）に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	661,000 百万円
中日本高速道路㈱	8 百万円
西日本高速道路㈱	11 百万円
合 計	661,020 百万円

(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 15 条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っている。

民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っている。

(独) 日本高速道路保有・債務返済機構 490,000 百万円

なお、上記引き渡しにより、当連結会計年度で道路建設関係社債が 155,000 百万円（額面）、道路建設関係長期借入金が 45,000 百万円それぞれ減少している。

三 その他のたな卸資産の内訳

商品	419 百万円
未成工事支出金	997 百万円
原材料及び貯蔵品	2,333 百万円
合 計	3,750 百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の数

普通株式 105,000,000 株

5. 金融商品に関する注記

一 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧のうち、道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 51 条第 2 項ないし第 4 項の規定に基づき工事完了時等に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属することとなる高速道路資産（以下「高速道路資産」という。）に係る建設資金計画に照らし、金融機関借入及び社債発行により必要資金を調達している。また、短期的な運転資金を短期社債及び金融機関からの借入により調達している。

なお、一時的な余裕資金は、安全性の高い金融資産に限定し運用を行っている。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社においては、運転資金等をその用途とする短期の資金調達及び高速道路資産の建設等をその用途とする長期の資金調達を行っている。

長期の資金調達においては、固定金利による調達の比率を高め、その余を変動金利による調達とし、金利変動リスクを最小限にとどめている。

変動金利による調達については金利変動リスクがあるが、市中における金利環境及び調達した資金の弁済までの期間を考慮のうえ、金利変動リスクを認識したものについて、条件決定時に金利スワップ取引を行うことで当該リスクを回避している。外貨建による調達については為替変動リスクに晒されるため、条件決定時に通貨スワップ取引を行うことで当該リスクを回避している。

デリバティブ取引として、金利リスクや為替リスクを回避する目的で金利スワップ取引、通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象としている社債や借入金については特例処理、振当処理を行っている。

なお、一時的な余裕資金は、社内規程に基づき、安全性の高い金融資産に限定して運用を行っている。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

変動金利による長期借入金は、金利変動リスクに晒されるため、個別の案件ごとに管理しており、金利スワップ取引を利用して特例処理を行っているものがある。

外貨建長期借入金は金利変動リスク及び為替変動リスクに晒されるため、個別の案件ごとに管理しており、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引を利用して特例処理、振当処理を行っている。

外貨建社債は為替変動リスクに晒されるため、個別の案件ごとに管理しており、通貨スワップ取引を利用して振当処理を行っている。

②デリバティブ取引

デリバティブ取引は、当社の社内規定に基づき、リスク回避目的以外のものを禁止しており、特例処理、振当処理の要件を満たしている取引についてはそれぞれの処理を採用している。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては、一定の前提条件が織り込まれているため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動する場合もある。

二 金融商品の時価等に関する事項

平成 28 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりである。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	57,853	57,853	—
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*1)	99,011 △12		
	98,999	98,999	—
(3) 未収入金	22,577	22,577	—
(4) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	90,369	90,375	6
② その他有価証券	344	344	—
(5) 高速道路事業営業未払金	(213,265)	(213,265)	—
(6) 未払金	(32,451)	(32,451)	—
(7) 道路建設関係社債	(400,857)	(404,207)	(3,350)
(8) 道路建設関係長期借入金	(240,600)	(240,098)	501

(*1) 高速道路事業営業未収入金に対応する、一般貸倒引当金を控除している。

(*) 負債に計上されているものについては、() で示している。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 高速道路事業営業未収入金並びに (3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって
いる。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の相場によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関
から提示された価格によっている。なお、譲渡性預金等については、短期間で決済されるため、時
価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(5) 高速道路事業営業未払金並びに (6) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっ
ている。

(7) 道路建設関係社債

社債の時価は市場価格によっている。

(8) 道路建設関係長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっている。また、固定金利によるものは元利金の合計を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り算する方法によっている。

(9) デリバティブ取引

金利通貨スワップの一体処理によるもの、金利スワップの特例処理によるもの及び通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係社債及び道路建設関係長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係社債及び道路建設関係長期借入金の時価に含めて記載している。

(注) 2. 非上場株式等（連結貸借対照表 25,035 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

6. 賃貸等不動産に関する注記

一 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、賃貸収入を得ることを目的として、東京都その他の地域において、賃貸用商業施設（土地を含む）等を有している。なお、これらの一部については、サービスの提供及び経営管理として当社及び一部の連結子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としているものである。

二 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価
賃貸等不動産	4,103	4,103
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	86,648	81,533

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額である。

(注) 2. 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）である。

7. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	1,607.54 円
一株当たり当期純利益金額	135.44 円

8. 重要な後発事象に関する注記

(厚生年金基金の代行返上)

当社が加入する建設関係法人厚生年金基金は、厚生年金基金の代行部分について、平成 28 年 4 月 1 日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けた。今後、代行部分過去返上認可の日及び年金資産の返還の日において、代行返上に伴う損益を計上し、代行部分過去分に係る退職給付債務の消滅を認識する予定である。

貸 借 対 照 表

平成28年3月31日現在

(単位:百万円)

科 目	金 額		
資 産 の 部			
I 流動資産			
現金及び預金		52,790	
高速道路事業営業未収入金		99,016	
未収入金		21,458	
未収収益		110	
リース投資資産		524	
短期貸付金		2,281	
有価証券		89,999	
仕掛道路資産		631,947	
商品		1	
原材料		454	
貯蔵品		771	
受託業務前払金		7,746	
前払金		248	
前払費用		501	
繰延税金資産		98	
その他の流動資産		24,670	
貸倒引当金		△ 12	
流動資産合計		932,608	932,608
II 固定資産			
A 高速道路事業固定資産			
有形固定資産			
建物	1,915		
減価償却累計額	△ 870	1,044	
構築物	45,202		
減価償却累計額	△ 9,505	35,697	
機械及び装置	115,651		
減価償却累計額	△ 70,054	45,597	
車両運搬具	33,363		
減価償却累計額	△ 25,848	7,514	
工具、器具及び備品	7,103		
減価償却累計額	△ 4,899	2,203	
土地		0	
リース資産	45		
減価償却累計額	△ 27	17	
建設仮勘定		2,251	94,327
無形固定資産		3,775	98,102
B 関連事業固定資産			
有形固定資産			
建物	34,423		
減価償却累計額	△ 11,279	23,143	
構築物	7,489		
減価償却累計額	△ 4,010	3,479	
機械及び装置	3,242		
減価償却累計額	△ 1,202	2,040	
工具、器具及び備品	407		
減価償却累計額	△ 234	173	
土地		73,216	
リース資産	53		
減価償却累計額	△ 40	13	
建設仮勘定		611	102,677
無形固定資産		19	102,696

科 目	金 額		
C 各事業共用固定資産			
有形固定資産			
建物	10,633		
減価償却累計額	<u>△ 3,491</u>	7,142	
構築物	682		
減価償却累計額	<u>△ 447</u>	234	
機械及び装置	97		
減価償却累計額	<u>△ 72</u>	24	
車両運搬具	0		
減価償却累計額	<u>△ 0</u>	0	
工具、器具及び備品	1,745		
減価償却累計額	<u>△ 1,200</u>	544	
土地		11,174	
リース資産	1,190		
減価償却累計額	<u>△ 453</u>	736	
建設仮勘定		108	19,966
無形固定資産			<u>5,224</u>
D その他の固定資産			25,191
有形固定資産			
土地		<u>107</u>	<u>107</u>
E 投資その他の資産			
関係会社株式			15,445
投資有価証券			353
長期貸付金			363
長期前払費用			2,032
その他の投資等			1,964
貸倒引当金			<u>△ 98</u>
固定資産合計			<u>20,060</u>
III 繰延資産			246,158
道路建設関係社債発行費			<u>698</u>
繰延資産合計			<u>698</u>
資 産 合 計			<u><u>1,179,465</u></u>

科 目	金 額	
負 債 の 部		
I 流動負債		
高速道路事業営業未払金	238,039	
1年以内返済予定長期借入金	0	
リース債務	299	
未払金	18,796	
未払費用	929	
未払法人税等	3,583	
預り連絡料金	870	
預り金	18,598	
受託業務前受金	10,684	
前受金	20	
前受収益	6	
賞与引当金	2,453	
資産除去債務	3	
その他の流動負債	3,033	
流動負債合計	297,320	297,320
II 固定負債		
道路建設関係社債	400,857	
道路建設関係長期借入金	240,600	
その他の長期借入金	5	
リース債務	515	
繰延税金負債	157	
受入保証金	5,230	
退職給付引当金	71,534	
役員退職慰労引当金	28	
ETCマイレージサービス引当金	9,580	
カードポイントサービス引当金	495	
資産除去債務	114	
固定負債合計	729,120	729,120
負債合計		1,026,440
純 資 産 の 部		
I 株主資本		
資本金		52,500
資本剰余金		
資本準備金	52,500	
その他資本剰余金	6,293	
資本剰余金合計	58,793	58,793
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	15,038	
繰越利益剰余金	26,696	
利益剰余金合計	41,735	41,735
株主資本合計		153,028
II 評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		△ 3
評価・換算差額等合計		△ 3
純 資 産 合 計		153,025
負債・純資産合計		1,179,465

損 益 計 算 書
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額	
I. 高速道路事業営業損益		
1. 営業収益		
料金収入	806,470	
道路資産完成高	195,851	
受託業務収入	6	
その他の売上高	991	
	1,003,319	
2. 営業費用		
道路資産賃借料	581,824	
道路資産完成原価	195,851	
管理費用	216,402	
受託業務費用	6	
高速道路事業営業利益	994,084	9,235
II. 関連事業営業損益		
1. 営業収益		
受託業務収入	26,787	
休憩所等事業収入	9,720	
その他の事業収入	1,901	
	38,410	
2. 営業費用		
受託業務費用	26,832	
休憩所等事業費	9,179	
その他の事業費用	2,134	
	38,146	
関連事業営業利益		263
全事業営業利益		9,498
III. 営業外収益		
受取利息	28	
有価証券利息	49	
受取配当金	3,170	
土地物件貸付料	321	
雑収入	1,903	
	5,473	
IV. 営業外費用		
支払利息	10	
社債利息	1	
雑損失	137	
経常利益		14,823
V. 特別利益		
固定資産売却益	1,474	1,474
VI. 特別損失		
固定資産除却損	327	
減損損失	262	590
税引前当期純利益		15,707
法人税、住民税及び事業税	4,360	
法人税等調整額	128	4,488
当期純利益		11,219

株主資本等変動計算書

平成27年4月1日 から 平成28年3月31日 まで

(単位:百万円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金		評価・換算 差額等合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計				
					別途 積立金	繰越利益 剰余金					
平成27年4月1日残高	52,500	52,500	6,293	58,793	17,205	13,310	30,515	141,809	31	31	141,840
事業年度中の変動額											
別途積立金の取崩					△ 2,166	2,166	-	-			-
当期純利益						11,219	11,219	11,219			11,219
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純 額)									△ 34	△ 34	△ 34
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△ 2,166	13,386	11,219	11,219	△ 34	△ 34	11,184
平成28年3月31日残高	52,500	52,500	6,293	58,793	15,038	26,696	41,735	153,028	△ 3	△ 3	153,025

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

一 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっている。
- ② 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）によっている。
- ③ その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法によっている。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 仕掛道路資産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としている。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入している。

② 商品・原材料・貯蔵品

最終仕入原価法等による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

二 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

主な耐用年数は以下のとおりである。

建物	7～50年
構築物	10～60年
機械及び装置	5～17年

なお、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっている。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいている。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

三 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上している。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上している。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりである。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理している。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上している。

(5) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上している。

(6) カードポイントサービス引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当事業年度末における将来の使用見込額を計上している。

四 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

高速道路事業に係る道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っている。

また、受託事業に係る工事のうち、進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用している。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約のうち、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を適用している。

五 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却している。

(2) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利通貨スワップについて一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている場合は一体処理を、金利スワップについて特例処理を満たしている場合は特例処理を、通貨スワップについて振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用している。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利通貨スワップ、金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象：外貨建借入金、借入金、外貨建社債

③ヘッジ方針

社内の規に基づき、金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジしている。

④ヘッジ有効性評価の方法

一体処理を採用している金利通貨スワップ取引、特例処理を採用している金利スワップ取引及び振当処理を採用している通貨スワップ取引については、有効性の評価を省略している。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっている。

(4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。また、外貨建有価証券（その他有価証券）は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理している。

(5) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

2. 貸借対照表に関する注記

一 担保に供している資産及び担保に係る債務

高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号）第 8 条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債 400,887 百万円（額面）及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 15 条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債 410,000 百万円（額面）の担保に供している。

二 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っている。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成 16 年法律第 102 号）第 16 条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。）に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	661,000 百万円
中日本高速道路(株)	8 百万円
西日本高速道路(株)	11 百万円
合 計	661,020 百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 15 条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っている。

民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 490,000 百万円

なお、上記引き渡しにより、当事業年度で道路建設関係社債が 155,000 百万円（額面）、道路建設関係長期借入金が 45,000 百万円それぞれ減少している。

三 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	3,467 百万円
長期金銭債権	358 百万円
短期金銭債務	49,298 百万円
長期金銭債務	866 百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 9,807 百万円

営業費用 151,376 百万円

営業取引以外の取引による取引高 3,915 百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 105,000,000 株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産

賞与引当金	757 百万円
退職給付引当金	21,907 百万円
ETC マイレージサービス引当金	2,934 百万円
その他	2,821 百万円
繰延税金資産小計	28,419 百万円
評価性引当額	△28,321 百万円
繰延税金資産合計	98 百万円

繰延税金負債

その他	△157 百万円
繰延税金負債合計	△157 百万円
繰延税金資産の純額	△59 百万円

6. 道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額

1 年内	474,866 百万円
1 年超	20,959,226 百万円
合 計	21,434,093 百万円

(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされている。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされている。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっている。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっている。

7. 関連当事者との取引に関する注記

一 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ネクセリア東日本(株)	所有 直接 100%	休憩施設の賃貸等	配当金の受入(注)	622		
子会社	(株)ネクスコ東日本エンジニアリング	所有 直接 100%	保全点検業務の委託等	配当金の受入(注)	549		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 子会社の株主総会の決議等をもって剰余金の配当が行われたものである。

二 兄弟会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払	581,824	高速道路事業営業未払金	152,933
			道路資産及び債務の引渡等	道路資産完成高	195,851	高速道路事業営業未収入金	28,940
				債務の引渡及び債務保証(注1)	200,000		
			借入金等の連帯債務	債務保証(注2)	661,000		
				債務保証(注3)	290,000		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 15 条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡している。また、当社は、引き渡した債務について独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っている。なお、保証料は受け取っていない。
2. 日本道路公団等民営化関係法施行法第 16 条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。）について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っている。なお、保証料は受け取っていない。
3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 15 条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕または災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に前事業年度までに引き渡した額について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っている。なお、保証料は受け取っていない。
4. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

8. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	1,457.38 円
一株当たり当期純利益金額	106.85 円

9. 重要な後発事象に関する注記

(厚生年金基金の代行返上)

当社が加入する建設関係法人厚生年金基金は、厚生年金基金の代行部分について、平成 28 年 4 月 1 日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けた。今後、代行部分過去返上認可の日及び年金資産の返還の日において、代行返上に伴う損益を計上し、代行部分過去分に係る退職給付債務の消滅を認識する予定である。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月26日

東日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大下内 徹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 打越 隆 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋山 修一郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東日本高速道路株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東日本高速道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月26日

東日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大下内 徹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 打越 隆 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋山 修一郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東日本高速道路株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告 謄本

監 査 報 告

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、「平成27年度監査役監査方針及び実施計画」、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査役監査方針及び実施計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。また、当該会計監査人の職務が適正に行われることを確保するための体制についても、指摘すべき事項はありません。

注) 社外監査役大泉隆史氏は、平成27年9月30日に辞任により退任いたしました。

平成28年5月31日

東日本高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 樋口 幸男 ㊟

常勤監査役（社外監査役） 井川 裕昌 ㊟

監査役（社外監査役） 清水 涼子 ㊟